

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	長野県療育手帳交付要綱に基づき、療育手帳を交付する事務である。 療育手帳関係情報は、番号法に基づく情報提供の対象になっているため、療育手帳システムから抽出した副本データについて、団体内統合宛名システムを経由して中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	療育手帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表 8の項及び50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部障がい者支援課 電話 026-235-7104(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステム入力や申請書等の保管について手作業が介在するが、いずれの局面において事務処理のマニュアルを整備し、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類に関しては、特定記録を使用した送付を実施している。市町村へも特定記録を使用するように依頼をしている。また、システムへの個人番号の入力は手作業で実施しているが、複数人での内容確認を行うようにしている。また副本登録を行う前に県の住基情報と突合し、マイナンバーに誤りがないか確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月23日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月2日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年9月13日	Ⅳ－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ－3. 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項及び33の3の項	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ－4. ②法令上の根拠	○【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	Ⅳ－8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年10月21日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業	なし	評価書記載のとおり	事後	様式変更によるもの
令和7年10月21日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	評価書記載のとおり	事後	様式変更によるもの